

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 へ

郵便番号 430-8575

(しずおかけんはままつしなかくときわちょう)

住所 静岡県浜松市中区常盤町133-24

(すずき かずよし)

氏名 代表取締役社長 鈴木 一喜

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		全般について	<p>受信機のデジタル化、マルチメディア化が猛烈なスピードで進む中、国のアナログラジオを存続させるという方針があったとしても、アナログ TV 終了により変化していく放送メディアに対し、ユーザである国民の選択肢から次第にアナログがなくなると考えられます。</p> <p>また、想定されるマルチメディア端末は機能向上が著しく、受信機の買い替えサイクルも従来の受信機に比べ頻繁になると考えられ、レガシーメディアである音声放送の継続的なサービス提供に不安が残ります。</p> <p>一方、長い期間聴取されてきたラジオ放送は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像サービスでは不可能な「ながら聴取」が可能 ・ 地方ラジオ局のローカル放送時間は TV に比べ圧倒的に長時間であり、地域密着の情報が多く地域の文化の発展に寄与してきた ・ 高い携帯性能により非常時の情報収集ツールとなっている 県や市など自治体と防災協定を締結し、また、緊急地震速報など緊急時対応進め非常災害時の情報収集メディアとして定着している ・ 特に非健常者(目の不自由な方々)に対しては重要な情報源となってきた ・ TV メディアに比べ広報番組の制作が比較的簡易にできることにより安価な地域広告が可能 <p>等、音声メディアならではの文化を築いてきました。これは、デジタル放送に変わっても不変であり、「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」が地上アナログラジオ放送の緩やかなデジタル移行先と考えます。</p> <p>以上より、地域ブロック向けデジタルラジオ放送という呼称並びにその放送帯域にV-Lowを割り当てていただいた報告書案に賛成します。尚、今後はラジオ放送が培ってきた放送メディア</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
			としての精神を尊重し早期の制度整備を期待いたします。
16頁～ 17頁	16頁下1行～ 17頁2行	「開始5年後に 90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	放送局のカバー率確保の努力は当然の義務と考えるが、それぞれの地域ブロックの状況に応じた置局計画も認めていただき、開始したデジタルラジオの無理の無い普及計画をサポートすることが最終的に良質の放送普及に繋がるものと考えます。 また、ラジオのライフライン的な役割を考慮した行政面での支援措置も必要と考えます。
21頁	6行～7行 11行～12行	受信アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナ内蔵に難点がある。 V-LOW については困難であることから、チューナーの内蔵は考えていない	現時点の見通しではV-LOWに対応するアンテナを携帯電話に内蔵することが困難なことは報告書の通りですが、技術革新により将来、搭載の可能性も示唆していただきたい。これにより地域ブロック向け放送の事業展開にも大きな影響を与えます。
23頁～ 24頁	23頁下2行～ 24頁2行	「地方ブロック向け放送」の扱い 「地方ブロック」を誰がどのように分けをするか(例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか)が今後の検討に委ねられている。	「地方ブロック」はブロック分けする地域の経済圏(住民の生活圏)を基準とし、国が決めていただきたい。 尚、報告書案では NHK の地方放送番組審議会の分けが例示されているが、この分けでは生活圏を大きく上回るため、生活圏を中心とした分けの例では歴史のある選抜高校野球の地域ブロック分けなどを参考にしていきたい。
24頁	14行～21行	実際に申請が行われない地方ブロックが生じることも想定される。こうした場合には、例えば、 ・申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割り当てを止め、すべて「全国向け放送」に改めた上で再度	第一案の申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割り当てを止めすべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集する場合、既に申請しているブロックの事業者やユーザに混乱を与え新たな放送のイメージに影響を与えます。したがって第一案は採用すべきではないと考えます。したがって、第二案の「とりあえず申請があったブロックについて処理を行うこと」としていただきたい。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>参入希望者を募集すること、 ・とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと(その他の地方については申請を待つこと)、等の対応が考えられるが</p>	
30頁	9行～13行	<p>「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、 等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p>	<p>地域ブロック向けデジタルラジオ放送のインフラを短期間で整備し、運営するためには、その地域ブロック内に放送エリアを持つラジオ放送事業者が中心となり、ハード事業を共同運営することが必要になると想定します。その運営を前提としての「ハード・ソフト分離」は賛成します。</p>
30頁	19行～21行	<p>ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	<p>上述のとおりハード事業者が設立された場合は必ずしもインセンティブは必要としないと考えますが、優先的にソフト事業者となることについては賛成します。 尚、ソフト事業者の番組編成権についてはハード事業者に管理されることが無いよう制度面で保障することが必要です。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
34頁	12行～14行	ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規制の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。	新型端末は複数のメディア受信機能が想定される。地域ブロック向けデジタルラジオ放送が搭載された端末にアナログラジオ受信機能が搭載されないことが想定されるため、デジタルラジオ普及のためにも、サイマル放送は重要なコンテンツになると思われます。したがって、地上ブロック向け放送に関しては左記の項目の削除を希望します。
39頁	12行～15行	マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。	利用者の利便性を優先することが重要。 「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の両方が一つの端末で受信できることは利用者の利便性に繋がり、また、低廉化は端末の普及にも影響があるものと考えます。したがって、技術方式は同一の方が望ましい。
41頁	13行～16行	① 1の国内規格を決定することで、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、双方の間を問わず、一つの受信端末ですべての事業者の放送を受信できるようにする。これが実現することにより、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の確保に資する。	